

新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急事態宣言に伴う対応について

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に関して、政府から緊急事態宣言が発表されたことに伴う対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 保険金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、次のような場合も医師の証明書等をご提出いただくことで、入院保険金の支払い対象としてお取り扱いいたします^(※)。

- ・ 都道府県が用意した宿泊施設等において療養した場合や自宅療養した場合。
- ・ 新型コロナウイルス感染症、あるいは、他のご病気やけがにより、入院による治療が必要であったにもかかわらず入院できなかった場合、または、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合。

なお、既に発表しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症は「疾病」に該当しますので、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合は、疾病による死亡保険金のお支払いの対象となります。また、新型コロナウイルス感染症のため、医師の指示により入院された場合は、陽性・陰性にかかわらず、疾病による入院保険金のお支払いの対象となります^(※)。

※保険金のご請求の際にご提出いただく書類や手続き等につきましては、「かんぽコールセンター（0120-552-950）」「ご高齢のお客さま専用コールセンター（0120-744-552）」、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店のいずれかにお問い合わせください。

※ご契約内容によって、入院保険金のお支払いに所定の入院日数が必要となります。

2 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う特別取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険料の払込猶予期間の延伸、必要書類を一部省略する等の簡易迅速なお取扱い（非常取扱い、非常即時払）、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免等の特別取扱いを実施しており、当該対応は引き続き継続いたします。

詳細は下記のページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う特別取扱い

https://www.yuchokampo.go.jp/topics/pdf/kyuen_taisaku_R20319.pdf